

財政の健全化判断比率・資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体は毎年度健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、住民に対し公表することが義務付けられました。

各地方公共団体は、この比率により「健全団体」、「早期健全化団体」、「財政再生団体」の3つに分類され、早期健全化団体や財政再生団体になった場合は、それぞれの計画に従って財政健全化を図ることとなります。

■健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
日吉津村	—	—	10.2	22.0
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	40.0	35.0	—

実質赤字比率

財政規模に対する一般会計等の赤字の占める割合をあらわします。

日吉津村の平成30年度の実質赤字比率は赤字ではありませんので「—」で表示します。

連結実質赤字比率

財政規模に対する一般会計、特別会計含めた全会計の赤字の占める割合をあらわします。

日吉津村の平成30年度の連結実質赤字比率は赤字ではありませんので「—」で表示します。

実質公債費比率

各自治体の公債費等による財政負担の度合いを判断する指標で、3年間の平均で示されま
す。わかりやすく言えば、1年間の収入に対する借金返済の負担割合です。

日吉津村の平成30年度の実質公債費比率は、平成27年度と平成30年度との比較において数
値が若干上がったため、前年度の9.6%に比べ0.6ポイント上昇しております。今後も、起債
の抑制等により更に適正な公債費管理に努めていきます。

将来負担比率

各自治体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負
債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指数です。

日吉津村の平成30年度の将来負担比率は、地方債現在高の増額や充当可能基金の減額等
により、前年度の16.0%に比べ6.0ポイント上昇しましたが、早期健全化基準に比べても未だ低
い水準にあります。

■資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
公共下水道事業	—	20.0

資金不足比率

各公営企業（日吉津村では公共下水道事業のみ）の資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

平成30年度の下水道事業では、資金不足が生じていないため、資金不足比率は該当がありません。